

三重県介護支援専門員研修受講支援事業補助金交付要領

(通則)

第1条 三重県介護支援専門員研修受講支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保健局長通知）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、介護支援専門員（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）の資質向上に必要な研修の受講料の全部又は一部を負担する介護保険事業所・施設を支援することにより、介護支援専門員の人材確保及び定着を促進することを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、三重県内に所在する別表1に掲げる介護保険事業所・施設等を運営する者とする。ただし、市町が直接運営する場合を除く。

(補助対象事業)

- 第4条 この事業の対象となる研修は、別表2に掲げる介護支援専門員研修とする。
- 2 前項の介護支援専門員研修の受講者は、次の各号のいずれかの要件をみたす介護支援専門員とする。
- (1) 別表2に掲げる介護サービス事業所・施設等において、現に介護支援専門員の資格を活用した業務（居宅サービス計画書及び施設サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）の作成業務、予防ケアプランの作成業務、要介護認定調査業務並びにケアプラン点検事業（厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業（平成20年厚生労働省告示第31号）2に規定する介護給付費等に要する費用の適正化を図る事業をいう。）をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事する見込みのある者であること。
 - (2) 対象事業所を運営する法人に直接雇用されている者（事業者の役員（法人代表者を含む。）については、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する者又は従事する見込みのある者であること。
- 3 前項において、次の各号に掲げる要件は問わないものとする。
- (1) 居住地及び介護支援専門員資格の登録都道府県
 - (2) 対象事業所の指定基準に関する「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」における職種及び勤務形態（常勤又は非常勤及び専従又は兼務の別）

(交付額の算定方法)

第5条 この事業の補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助金の額の算定方法は、別表3のとおりとする。

- 2 補助事業者が介護支援専門員に介護支援専門員研修の受講料の一部を負担させる場合は、当該負担部分については補助対象経費に含めないものとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

- 2 前項による申請は、規則に定める状況報告書及び実績報告書を兼ねるものとする。

(補助金の着手時期)

第7条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が認めた場合はこの限りではない。

- 2 前項のただし書きにより補助金を受けようとする場合は、前条の規定により提出する交付申請書実績報告書に、事前着手理由書（別紙4）を添付するものとする。

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第8条 知事は、第6条による申請があったときは、当該申請を審査し、適当と認めた場合は、次条に掲げる事項を条件に交付決定を行うとともに、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 知事は、補助金の交付決定をする際、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、この事業に係る補助対象経費が重複する他の補助金等の交付を受けてはならない。
 - (2) 補助事業者が介護支援専門員に対し介護支援専門員研修の受講料の一部を負担させる場合において、当該介護支援専門員が他の補助金等の交付を受けることができるときは、当該負担部分の範囲内でこれを申請することができる。
 - (3) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。なお、該当する者と確認された場合は、この交付の決定を取り消すことがある。
 - (4) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
 - (5) その他知事が必要と定めた事項に従うこと。
- 2 知事は、補助事業者が前項各号の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(申請の取り下げの時期)

第10条 申請者は、補助金の申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第11条 補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずることができる。

(関係書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を当該事業完了後の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この交付要領は、令和8年6月15日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表1 補助対象とする介護保険事業所・施設等の種別（第3条関係）

居宅介護支援
介護予防支援
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院
（介護予防）特定施設入居者生活介護
（介護予防）小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護
（介護予防）認知症対応型共同生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域包括支援センター

別表2 介護支援専門員研修（第4条関係）

研修区分	介護保険法等根拠法令
介護支援専門員専門（更新）研修Ⅰ	介護保険法第69条の8第2項
介護支援専門員専門（更新）研修Ⅱ	介護保険法第69条の8第2項
主任介護支援専門員研修	介護保険法施行令第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号
主任介護支援専門員更新研修	介護保険法施行令第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号

別表3 補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助金の額の算定方法（第5条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助金の額の算定方法
第4条に定める介護支援専門員が介護支援専門員研修を受講するに当たり納入した受講料について補助事業者が負担した額	第4条に定める介護支援専門員が受講した介護支援専門員研修の種類ごとに別表4に掲げる補助基準額を合計した額	1/2	<p>(1) 三重県が実施する介護支援専門員研修を受講した場合 第1欄の補助対象経費と第2欄の補助基準額を比較して少ない額に第3欄の補助率を乗じて得た額。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 他の都道府県又は指定研修実施機関（介護保険法第69条の33第1項に規定</p>

			<p>する指定研修実施機関をいう。)が実施する介護支援専門員研修を受講した場合</p> <p>第2欄の補助基準額を他の都道府県又は指定研修実施機関定める受講料に置き換えて(1)と同様の方法で算出した額。</p> <p>ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>
--	--	--	---

別表4 補助基準額 (第5条関係)

研修区分	介護保険法等根拠法令	補助基準額
介護支援専門員専門 (更新)研修Ⅰ	介護保険法第69条の8第2項	35,600円
介護支援専門員専門 (更新)研修Ⅱ	介護保険法第69条の8第2項	24,300円
主任介護支援専門員研修	介護保険法施行令第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号	45,000円
主任介護支援専門員更新研修	介護保険法施行令第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号	30,000円

三重県知事 宛て

法人所在地
法人名
代表者職氏名

令和8年度三重県介護支援専門員研修受講支援事業補助金交付申請
書兼実績報告書

このことについて、三重県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係
書類を添えて申請するとともに、同規則第12条の規定により実績報告します。

記

交付申請額
(実績報告額) 金 円

- 1 補助金所要額精算書 (別紙1)
- 2 補助要件等確認表 (別紙2)
- 3 役員名簿 (別紙3)
- 4 事前着手理由書 (別紙4)
- 5 歳入歳出予算書及び決算書抄本 (別紙5)
- 6 添付資料
 - (1) 研修受講料の支払いが確認できる資料 (領収書の写し 等)
 - (2) 研修受講料を法人が負担したことがわかる資料 (口座の出金記録 等)
 - (3) 法人と受講者個人で一部ずつ負担した場合は、それぞれの負担額がわかる資料 (任意様式)

(問い合わせ先)

担当
電話
メール

団体名

令和 年 月 日付けで交付申請兼実績報告のありました令和8年度三重県介護支援専門員研修受講支援事業補助金については、三重県補助金等交付規則第4条の規定により、次の条件を付けて、下記の金額に交付決定するとともに、同規則第13条の規定により下記の金額に額を確定します。

記

交付決定及び額の確定額 金 円

令和 年 月 日

三重県知事

- (1) 補助事業者は、この事業に係る補助対象経費が重複する他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (2) 補助事業者が介護支援専門員に対し介護支援専門員研修の受講料の一部を負担させる場合において、当該介護支援専門員が他の補助金等の交付を受けることができるときは、当該負担部分の範囲内でこれを申請することができる。
- (3) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。なお、該当する者と確認された場合は、この交付の決定を取り消すことがある。
- (4) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- (5) その他知事が必要と定めた事項に従うこと。

請 求 書

金 円

ただし、令和8年度三重県介護支援専門員研修受講支援事業補助金として、上記金額を請求します。

令和 年 月 日

所在地
団体名
代表者

三 重 県 知 事 宛て

振込口座

金融機関名 :
支店名 :
種 別 :
口座番号 :
口座名義人 :

発行責任者および担当者

・発行責任者
・担当者

(連絡先 - -)
(連絡先 - -)

(別紙1)

補助金所要額精算書

団体名

受講研修名	対象者数 (人)	総事業費 (円)	寄付金その 他の収入額 (円)	受講者負担額合計 (円)	差引事業費 (B-C-D) (円)	基準額 (円)	基準額合計 (円)	選定額 (円) (E)(G)を比較した 最小値	補助率	補助所要額 (円)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
介護支援専門員専門研修課程 I						35,600			1/2	
介護支援専門員専門研修課程 II						24,300			1/2	
主任介護支援専門員研修						45,000			1/2	
主任介護支援専門員更新研修						30,000			1/2	

補助所要額合計 (円) (=交付申請兼実績報告額)	
--	--

(記入要領)

- 1 各表の黄色着色セル部分のみ記入することとし、それ以外のセルについては自動計算式が設定されているため、記入及び修正を行わないこと。
- 2 他の都道府県又は指定研修機関が実施した研修を受講した場合のみ、(F)欄の基準額を他の都道府県又は指定研修実施機関が定める受講料に置き換えて算出すること。
- 3 (A)欄には各研修ごとの対象人数を記入すること。
- 4 (C)欄には当該事業にかかる寄付金その他の収入額を各研修ごとに記入することとし、該当ない場合は0と記入すること。
- 5 (D)欄には当該事業にかかる受講者負担の合計額(受講料のうち受講者本人が支払った額の合計)を記入することとし、該当ない場合は0と記入すること。
- 6 「補助所要額合計」の金額を交付申請額とし、交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に記入すること。

(別紙2) 補助要件等確認表

①補助対象者情報確認表

No.	事業所・施設名	サービス種別	対象受講者数 合計(人)	研修別対象受講者数(人)				受講者氏名 (左記の人数と同数分の氏名 を記入してください。)
				専門Ⅰ	専門Ⅱ	主任	主任更新	
1								
2								
3								
4								
5								
合計								

(注)

- 1 行が不足する場合は適宜、行を追加すること。
- 2 (E)欄から(H)欄のそれぞれの合計は別紙1(補助金所要額精算書)の(B)欄の値と合わせること。

②補助対象要件確認表

○補助対象要件を満たすことを確認した場合は、確認欄に「○」を記入すること。(プルダウンから選択)

※対象が存在しない場合は確認欄に「該当なし」と記入すること。(プルダウンから選択)

No.	交付要領	補助対象要件	確認
1	第4条第2項(1)	この事業の対象となる研修は、別表2に掲げる介護支援専門員研修とする。 2 前項の介護支援専門員研修の受講者は、次の各号のいずれかの要件をみたす介護支援専門員とする。 (1)別表2に掲げる介護サービス事業所・施設等において、現に介護支援専門員の資格を活用した業務(居宅サービス計画書及び施設サービス計画書(以下「ケアプラン」という。))の作成業務、予防ケアプランの作成業務、要介護認定調査業務及びケアプラン点検事業(厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業(平成20年厚生労働省告示第31号)2に規定する介護給付費等に要する費用の適正化を図る事業をいう。以下同じ。))に従事する者又は従事する見込みのある者であること。	
2	第4条第2項(2)	この事業の対象となる研修は、別表2に掲げる介護支援専門員研修とする。 2 前項の介護支援専門員研修の受講者は、次の各号のいずれかの要件をみたす介護支援専門員とする。 (2) 対象事業所を運営する法人に直接雇用されている者(事業者の役員(法人代表者を含む。))については、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する者又は従事する見込みのある者であること。	

(別紙4)

事前着手理由書

1. 補助金名

三重県介護支援専門員研修受講料補助金

2. 事前着手（予定）日（令和8年4月1日以降で交付決定までの日）

令和 年 月 日

3. 事前着手する必要がある理由

(別紙5)

令和8年度歳入歳出予算書及び決算書抄本

1 歳入 (単位:円)

科 目	金 額 (円) ※合計額が歳出と一致するように	備 考
県補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

2 歳出 (単位:円)

科 目	金 額 (円)	備 考
〇〇〇〇研修受講料		
合計		

令和 年 月 日

この抄本は原本の内容と相違ないことを証明します。

所在地
法人名
代表者職氏名